環境コーナー
environment corner

家電リサイクル法対象製品の処分方法について

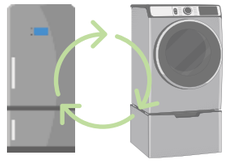

対象製品　テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

不法投棄されるごみの中で多い廃棄物の一つが、上記の「家電リサイクル法対象製品」です。**家電リサイクル法対象製品は、ごみ集積所への排出およびクリーンセンター銀河での引き取りはできません。**たとえ小さく解体しても排出・引き取りはできませんので、次の方法にて処分をしてください。

1 買い替えの場合 >>> 新しい製品を購入する販売店に引き取りを依頼してください。

2 廃棄のみの場合 >>> 製品を購入した家電販売店に引き取りを依頼してください。

上記１・２は、法律により販売店への引き取りが義務化されています。
なお、**運搬手数料・リサイクル料金は販売店へご相談ください。**

3 販売店が廃業した、もしくは遠方にある場合

>>> 引き取り協力販売店に依頼していただくか、環境水道課までご連絡ください。

引き取り協力販売店に依頼

リサイクル料金とは別に運搬手数料がかかります。
また、家電リサイクル券は販売店に用意がありますので、料金および手続きについては、事前に各販売店にお問い合わせください。
※「引き取り協力店」とは、町民の皆さまが、安全・安心、また、円滑に家電を処理できるように回収および処理にご協力いただいている町内の家電販売店です。

環境水道課に依頼

家電リサイクル券と運搬手数料が必要です。
日程調整後に収集し、後日送付する納付書にて運搬手数料をお支払いいただきます。
※家電リサイクル券は、郵便局で購入できます。廃棄する家電の①メーカー名②テレビについては画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は内容積をご確認のうえ、購入手続きが必要です。

4 自分で指定引取場所へ運搬する場合

>>> 家電リサイクル券を郵便局で購入して、家電製品に貼り付け、指定引取場所の営業時間をご確認のうえ持ち込みください。

指定引取場所およびリサイクル料金などは … www.rkc.aeha.or.jp
家電製品協会家電リサイクル券センター　検索

引き取り協力店一覧　営業の状況により、当日引き取りできない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

窪川地域
- 駅前電化センター(有)　北琴平町1－25　22-0764
- 岡部電気　興津1476－2　25-0328
- 優丸電気　興津1882－1　25-0364

大正地域
- 吉良電気店　大正432-8　27-0226

環境水道課の運搬手数料（1台あたり）

■ テレビ：3,460円　■ 冷蔵庫・冷凍庫（200ℓ未満）：2,620円　■ 冷蔵庫・冷凍庫（200ℓ以上）：3,670円
■ 洗濯機・衣類乾燥機（能力7kg未満）：2,400円　■ 洗濯機・衣類乾燥機（能力7kg以上）：3,460円
■ エアコン（室外機を含む）：3,560円

［お問い合わせ先］　環境水道課　22-3119　大正 町民生活課　27-0112　十和 町民生活課　28-5112

ごみの不法投棄について

山林や川、道路脇の待避所や交通量の少ない道路脇などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。空き缶やペットボトル、ビール缶や弁当ごみ、マスクやたばこなどのポイ捨て、粗大ごみの投棄や農業用ビニールや畔トタンが川に流れているなど(※)全て不法投棄です。不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」違反となり、違反者には、5年以下の懲役もしくは、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、場合によっては、両方が科せられます。何気なく捨てている行為は、重大な犯罪行為です。四万十町内でも、警察による検挙により、家庭ごみの不法投棄で罰金刑などが科せられています。町では巡回パトロールなどで防止に努めていますが、「きれいなまち」「住みやすいまち」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに町民全員で不法投棄の防止に取り組みましょう。
(※)これらは風によって飛ばされてしまう場合も多いため、飛ばされないような工夫を心がけましょう。

不法投棄を発見したら！

❶ 発見日時
❷ 発見場所
❸ 不法投棄者の特徴
❹ 車種・車両ナンバー
❺ 投棄物の内容など

をわかる範囲でご確認いただき、警察または環境水道課へ連絡してください。
※危険ですから、不法投棄者に対して一人で近づいたり注意をしたりしないでください。

私有地への不法投棄について

私有地への不法投棄に関して、不法投棄した者が判明しない場合は、個人財産（土地）に対して自治体が経費（税金）を投じることは出来ませんので、土地所有者（管理者）がその撤去費用などを負担しなければなりません。所有地の様子を定期的に確認し、草刈りやごみ拾いをするなど、不法投棄の未然防止のために、自分の土地の適切な維持管理を行いましょう。

不法投棄防止の看板設置について

町有地だけでなく不法投棄がひどい場所に関しては、看板の設置を行い、不法投棄防止の啓発に努めています。もし、ご自身の山林など私有地に設置された看板の撤去を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。また、各区長には、地区の了解を得た場所に設置するために、要望があれば看板をお渡ししています。

［お問い合わせ先］　環境水道課　22-3119　大正 町民生活課　27-0112　十和 町民生活課　28-5112

不法投棄を警察に通報する場合 >>> 窪川警察署　22-0110

ヘルメット着用の努力義務について

道路交通法の改正により、令和５年４月１日から
全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となります。

▶自転車に乗る際は以下のことに気を付けましょう。
①車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方のうち、約６割が頭部に致命傷を負っています。

［お問い合わせ先］　危機管理課　22-3280

※自転車も歩道を通ることができますが、それは次の場合になります!

①「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
②自転車運転者が、13 歳未満の子供や 70 歳以上のお年寄り、または体が不自由な人であるとき
③道路工事や駐車する人が多いなど、車道または交通の状況から見て危険を避けるため、歩道を通ることがやむを得ないとき